

令和6年度課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業 業務委託に係る公募要領

1 背景・目的

和歌山県は、性別を問わず、子供から高齢者等すべての人が希望をもって生き生きと暮らせるウェルビーイングな環境を実現するため、令和6年度、5つの重点施策に取り組むこととしており、当該施策に取り組むにあたっては、産業、福祉、医療、教育、インフラ等様々な分野において、社会課題の解決や地域の魅力向上に有効なデジタル技術の活用を図ることとしている。

(参考) 和歌山県「令和6年度 重点施策と予算編成の方針」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020100/R6houshin/d00214403.html>

そこで今回、地域社会におけるデジタル技術の有効活用事例を創出し、本県の「課題解決」又は「魅力向上」につなげることを目標に、優れたデジタル技術やノウハウを持つ民間企業（課題解決者）と県内で解決すべき課題を有する民間企業等（課題提供者）によるプロジェクトを募集し、本県をフィールドとしたデジタル実証事業を実施することとした。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業業務

(2) 業務内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

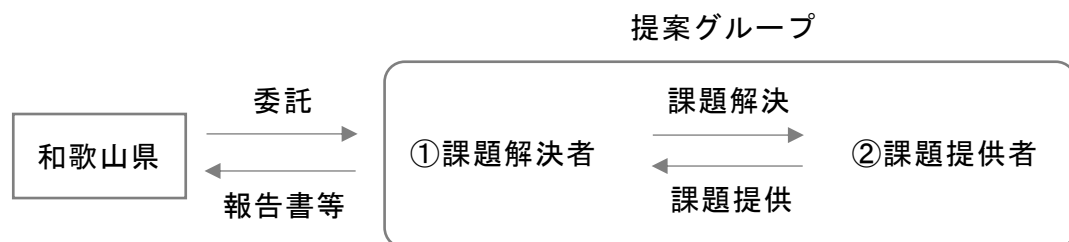
契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 見積上限額

金10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 業務の実施体制

本業務の実施体制は、下図のとおりとする。



〔本業務の実施体制のイメージ〕

① 課題解決者

優れたデジタル技術やノウハウを持つ民間企業（一般社団法人、一般財団法人を含む。）。

複数企業による共同での実施も可能。

② 課題提供者

解決すべき課題を有し、課題解決者による施策を実施されるもの（民間企業、市町村、

個人等)。複数主体による実証・実装も可能。

4 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を満たす提案グループとする。なお、提案グループを構成する者のうち1者でも応募資格を満たさないときは、審査の対象外とする。

また、提案グループを代表する企業等（法人格を有する企業・団体等に限る。以下「代表事業者」という。）が応募及び事業に必要な諸手続を行うこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年4月9日（火）から
質問期限	令和6年6月20日（木）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年6月28日（金）17時まで
選定委員会	令和6年7月10日（水）（予定）
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降（令和6年7月中）
契約期間	契約締結日から令和7年2月28日まで

6 質問

応募にあたり質問がある場合は、質問票（様式1）を提出すること。

- (1) 質問期限
令和6年6月20日（木）17時まで
- (2) 提出先
和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課
E-mail e1003001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールにより上記期限内に提出すること。

なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。

(4) 質問への回答

随時、デジタル社会推進課のホームページにおいて公表・更新する。なお、提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

7 募集テーマ

募集テーマは、和歌山県の「令和6年度 重点施策と予算編成の方針」における5つの重点施策に該当するテーマ及び重点テーマ（別紙1）とする。重点テーマについては、審査の際に加点対象とする。

なお、解決すべき課題や向上を目指す魅力の設定は応募者が調査の上、提案することとするが、企画提案書等を提出する前に、県担当部署等へのヒアリングを希望する場合は「13 問い合わせ先」まで連絡すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を必要部数提出すること。書類はすべてA4サイズとする。

① 企画提案申請書（様式2）【1部】

② 企画提案書（任意様式）【4部】

別紙「委託業務仕様書」の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

- ・ 実施体制（提案グループ内の民間企業等の構成）
- ・ 実施スケジュール
- ・ 解決すべき課題又は向上を目指す魅力の内容
- ・ 該当する「募集テーマ」
- ・ 具体的な実施内容（利用するシステムやデジタルサービスの内容を含む。）
- ・ 事業の効果を測定する方法（データやアンケート等）
- ・ 後年度における体制や費用負担の方法
- ・ 他の地域・施設・企業等への横展開の方法
- ・ KPI（実施期間終了後3年間）

③ 応募資格に反しない旨の宣誓書（様式3）【1部】

④ 見積書（任意様式）【1部】

以下の点に留意すること。

- ・ 経費の内訳を記載すること。
- ・ 宛名は「和歌山県知事 岸本 周平」とし、消費税及び地方消費税の額を含む金額を記載すること。
- ・ 見積金額は2(4)の見積上限額を超えないこと。

- ⑤ 代表事業者の概要がわかるもの（会社案内等）【1部】
- ⑥ 代表事業者の定款（又は寄付行為）の写し【1部】
- ⑦ 代表事業者の法人登記事項証明書【1部】
- ⑧ 代表事業者の印鑑登録証明書【1部】
- ⑨ 代表事業者の直近1事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに類する書類【1部】
- ⑩ 代表事業者の法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）【1部】
- ⑪ 代表事業者の和歌山県税について未納がない旨の証明書（発行後3か月以内のもの）【1部】

ただし、和歌山県内に本店又は支店を有しないものについては、和歌山県税に未納がない旨の証明書は必要としない。

(2) 提出期限

令和6年6月28日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電 話 073-441-2407（直通）
E-mail e1003001@pref.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

- ア 郵送により上記期限内に提出すること。ただし、(1)②企画提案書及び(1)④見積書は、電子データでも提出すること。
- イ ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないので、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。
- ウ 提出後、受領確認をデジタル社会推進課あてに電話にて必ず行うこと。
- エ 提出期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。
- ウ 一旦提出された提出書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。
- エ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、「和歌山県物品・役務の契約に係る競争入札参加資格審査結果」の写しを提出することにより(1)の⑥から⑪までの提出書類を当該書類に代えることができる。

9 審査・選定

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、契約候補グループの審査にあたっては、評価項目に基づき、応募者によるプレゼンテーション

の内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補グループを選定する。

(2) 選定委員会

ア 開催日時 令和6年7月10日(水) (予定)

時間については、応募者に対し、別途通知する。

イ 開催場所

開催場所については、応募者に対し、別途通知する。

ウ 企画提案の所要時間(1応募者あたり)

プレゼンテーション 15分以内

選定委員からの質疑 15分程度

エ 注意事項

① プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

② プレゼンテーションには、提案グループを構成する課題解決者及び課題提供者ともに出席することとし、参加人数は、1応募者あたり3名までとする。

③ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書に基づいて実施すること。

④ 応募者は、他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

⑤ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 評価項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準(別紙2)に基づき数値(得点)で評価し、契約候補グループを選定する。なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

(4) 契約候補グループの選定

各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った応募者のうち評価点の合計が最も高い応募者1者を契約候補グループとして選定する。また、評価点と同点の場合は、選定委員による多数決により決定するものとする。

なお、応募者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該応募者を契約候補グループに選定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に応募者に文書にて通知する。

(6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降にデジタル社会推進課のホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補グループを構成する者の名称及び評価点

イ 次点以下の応募者の評価点(応募者名は公表しない。)

(7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に応募者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの応募資格を失うものとする。また、契約候補グループが当該応募資格を失った場合は、次順位の応募者と本件に関する手

続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補グループは、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

10 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「4 応募資格」に掲げる応募資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 同一の応募者が2件以上の提案をした場合
- (4) 企画提案書等作成のための本公募要領及び委託業務仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 応募者に次の行為があった場合
 - ア 直接又は間接を問わず故意に選定委員への接触を求めること。
 - イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 契約候補グループ等選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を開示すること。
 - エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11 契約

(1) 契約の締結

選定した契約候補グループの代表事業者と県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で委託業務仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補グループの代表事業者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補グループと協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

12 その他

- (1) 契約候補グループに選定された場合は県と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書等は「和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）」に基づき、情報公開の対象となる。

13 問い合わせ先

担当課 和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課
担 当 坂野
住 所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
電 話 073-441-2407（直通）
E-mail e1003001@pref.wakayama.lg.jp